

議第76号

岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約を変更するため、同法第291条の11の規定により議決を求める。

令和6年5月30日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い改正しようとする。

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月23日岐阜県指令市町村第1263号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第1（第4条関係） 1 （略） 2 被保険者証及び資格証明書の引渡し 3 被保険者証及び資格証明書の返還の受付 4～6 （略）	別表第1（第4条関係） 1 （略） 2 資格確認書等の引渡し 3 資格確認書等の返還の受付 4～6 （略）

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。